

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に規定する書類

(吸収分割会社の事前開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

2023年2月22日

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 林 欣吾



中部電力株式会社（以下「当社」という。）は、中電テレメータリング合同会社（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した2023年2月21日付吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社の事業創造本部が営むテレメータサービス事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行います。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

添付書類をご参照ください。

2. 吸収分割承継会社の社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価格に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第1号ロ、会社法第760条第4号ハ）

該当事項はございません。

3. 吸収分割承継会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等の交付に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第1号ロ、会社法第760条第5号）

本件分割に対価を交付しないため、該当事項はございません。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社の第1事業年度は、2023年2月1日より2023年3月31日までであり、本書作成日現在、いまだ第1事業年度を終了しておりませんので、最終事業年度に係る計算書類等を作成しておりません。吸収分割承継会社の成立日である2023年2月1日の貸借対照表の内容は、資産の部に流動資産が2億円、純資産の部の社員資本に資本金が1億円、資本剰余金が1億円となります。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

7. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号）

(1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4兆5,200億円程度及び2兆9,800億円程度です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ508百万円及び60百万円程度となる予定です。

上記に加え、2022年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である、2023年2月1日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ2億円及び0円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する資産及び負債の額は、それぞれ508百万円程度及び60百万円程度となる予定です。

上記に加え、2023年2月1日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

添付書類

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と中電テレメータリング合同会社（以下「乙」という。）は、甲が、自己の事業創造本部が営むテレメータサービス事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、本件事業に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号および所在地）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：中部電力株式会社

住所：名古屋市東区東新町1番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：中電テレメータリング合同会社

住所：名古屋市東区東新町1番地

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される本件事業に関する権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。
3. 甲および乙は、本件承継対象権利義務の甲から乙への承継に関し、登記、登録、通知、承諾、その他所定の手続が必要となる場合には、相互に協力して当該手続を行う。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件承継対象権利義務の対価を甲に交付しない。

第6条（資本金の額）

本件分割により乙の資本金の額は変動しない。

第7条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって本件事業に関する業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、本件事業に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議しなければならない。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年2月21日

甲 名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

林 欣吾



乙 名古屋市東区東新町1番地
中電テレメータリング合同会社
代表社員 中部電力株式会社
職務執行者 野田 英智



(別紙)

承継対象権利義務明細表

本件承継対象権利義務は、効力発生日において甲が有する次のとおりの権利義務とする。

1. 資産

(1) 固定資産

本件事業に属する固定資産

(2) 流動資産

本件事業に属する売掛金、貯蔵品その他の流動資産（ただし、現金および預金は除く。）

2. 負債

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払費用、諸前受金その他の流動負債

3. 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 契約

本件事業に属する売買、賃貸借、業務受委託、その他本件事業に属する一切の契約（ただし、甲の従業員に係る雇用契約を除く。）

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの

4. その他

本件承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上または契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、本件承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

本書は原本と相違ないことを証明します。

2023年2月22日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

林 欣吾



